資料1

第6期兵庫県障害福祉推進計画の概要

障害福祉サービス等の見込量とサービス確保のための方策を定めた実施計画である「障害福祉推進計画」の計画期間が今年度で満了することから、国指針に基づき、障害福祉審議会での議論を踏まえ、計画案をとりまとめた。

※障害者福祉施策の基本方針を定めた「ひょうご障害者福祉計画」については、来年度末を目処に、コロナ後の社会を見据えた理念や施策の方向性を盛り込んだ新たな計画を策定。その際、必要に応じて「障害福祉推進計画」の見直しも検討。

1 改定のポイント

- ① 地域移行・就労移行・障害児支援分野等に関する目標を成果指標として、必要となる障害福祉サービス等の見込量を設定。
- ② 上記成果指標を達成するために、活動指標、その他の率先取組指標及び地域生活 支援事業の見込量も設定。
- ③ 第5期計画策定後の現状や課題を踏まえ、成果指標に新たに2つの柱「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」を加え、7本柱として設定。

2 第6期兵庫県障害福祉推進計画の概要

(1)計画の位置づけ

障害者総合支援法第89条第1項に規定する「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の22に規定する「都道府県障害児福祉計画」として策定。

(2) 計画期間 令和3年度~令和5年度(3か年)

(3) 成果指標

7つの柱に沿って、全部で24項目の成果指標を設定

3 今後のスケジュール

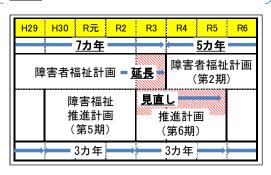
- 1月下旬 パブリックコメントの実施
- 2月 パブリックコメント結果を踏まえた修正
- 3月 計画公表

【主な成果指標】

		主な成果指	#	現状 (令和元年度末)	第6期目標 (令和5年度末)	考え方
	Ι	福祉施設の入所者の地	域生活への移行			
		・障害者支援施設から地	域生活への移行	336人	318人	国目標と同値(R元年 度末施設入所者ム 1.6%)
	П	精神障害者を地域全体	で支える体制の構築			
地		・精神障害者の精神病床の地域における平均生活		311日	316日	国目標と同値
域		・長期在院者数の減少	65歳以上	3,643人	3 120人	国指針の推計式に基
移行			65歳未満	2. 327人	2 074 Å	づき算定
''		・地域移行に伴うグルー	-0.1.7.11.4	2, 3217	2,014)	
			65歳以上	487人	1. 130人	国指針の推計式に基
			65歳未満	1, 272人	1. 080人	づき算定
	ш	地域生活支援拠点等が	有する機能の充実	.,	.,	
	_	・地域生活支援拠点等の整備		12市町	41市町	各市町又は各圏域に 1箇所整備
	IV	福祉施設から一般就労	への移行等			
就		・福祉施設からの就労移	行者数の増加	816人	1, 036人	国目標と同値(1.27 倍)
労移		・一般就労移行者のうち の利用者割合【新】		-	70%	国目標と同値
行		・就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所割合【新】		-	80%	市町目標積上げが80%超 であり国目標 (70%) 以 上を目標とする
	v	障害児支援の提供体制	の整備等			
障		・児童発達支援センター		25市町	41市町	地域支援機能の強化 のため全市町で設置
害児		・難聴児支援のための中 制の確保【新】		-	県単位で確保	関係機関との連携強 化のため確保
支援		・重症心身障害児を支援 発達支援事業所の確保	.,	4市町	41市町	身近な地域で支援が 受けられるよう整備
		・医療的ケア児等に関す の配置【新】	るコーディネーター	-		地域で適切なケアが 受けられるよう配置
	VI	相談支援体制の充実・				
質の		・基幹相談支援センター等の総合的・専門的 な相談支援実施機関の設置		-	41市町	身近な地域での相談 体制を整備
向	VII	障害福祉サービス等の	質の向上【新】			
Ŀ		・サービスの質の向上を 築	図るための体制の構	-	指導監査結果の市 町との共有体制を 確保	市町との連携強化のため確保

①第6期障害福祉推進計画の位置付け・考え方

- ○兵庫県の障害者福祉施策の基本方針である「ひょうご 障害者福祉計画」のうち、実施計画に該当する障害福祉 推進計画部分を策定する。
- ○地域移行・就労移行・障害児支援分野等に関する目標 を成果指標として、必要となる障害福祉サービス等の見 込量を活動指標として設定する。
- ○上記成果指標を達成するために、その他の率先取組指 標や地域生活支援事業の見込量も設定する。
- ○「ひょうご障害者福祉計画」については、今年度、本推 進計画と同時に改定予定であったが、新型コロナ後の 新しい生活様式を考慮した障害福祉サービスのあり方 を踏まえるため、今年度は障害福祉審議会での審議を 継続しつつ、令和3年度末を目処に、コロナ後の社会を 見据えた理念や施策の方向性を盛り込んだ新たな計画 を策定。あわせて、推進計画の見直しも検討



②第6期障害福祉推進計画の枠組

【第5期計画のねらい】

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正を踏ま え、「ひょうご障害者福祉計画」の理念である自己決 定と共生を基本とし、①入所等から地域生活への移行、 ②就労移行、③障害児支援の観点から、障害福祉サー ビス等並びに障害児通所支援等を提供するための体制 の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすること を目的とする。

第5期

ひょうご障害者福祉計画の実現

成果指標:5本柱

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

第5期策定後の 現状・課題

障害者の重度化・高齢化

精神障害者の増加

相談支援専門員の不足

障害福祉サービス等の多様化

活動指標:

障害福祉サービスの見込 量や人材確保見込量など 障害福祉事業の見込

その他の率先取組指標 地域生活支援事業見込量

【第6期計画の特徴】

第5期計画の基本的な考え方を継承するとともに、 第5期計画策定後の現状や課題を踏まえ、引き続き障 害福祉サービス等並びに障害児通所支援等を提供する ための体制の確保を進めるとともに、併せて、サービ スの質の向上を図るための取組を推進する。このため、 新たな2つの柱「相談支援体制の充実・強化等」、 「障害福祉サービス等の質の向上」を加え、7本の柱 を成果目標として設定。

第6期

ひょうご障害者福祉計画の実現

コロナ後を踏まえて令和3年度末に、新たな障害者福祉 計画を策定

成果指標: 7本柱

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- (新)⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- 新 ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

活動指標:

障害福祉サービスの 見込量や人材確保見 込量など障害福祉事 業の見込

指導監査結果の関係 新市町との共有体制の 確保

その他の率先取組指標 地域生活支援事業見込量 必要に応じ新たな障害者福祉計画

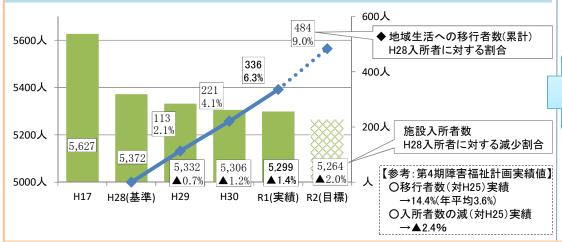
の体系に合わせて見直しを検討

第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

第5期実績

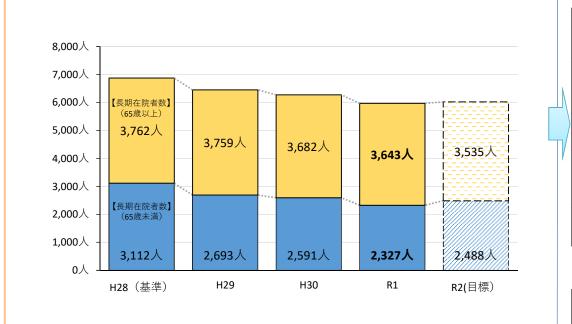
施設入所者の重度化・高齢化により、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっており、自 宅やグループホームなどへの地域生活移行者数の伸びは鈍化傾向



(2) 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

第5期実績

65歳未満の長期在院者数の減少がR1時点でR2までの目標を達成するなど、第5期の成果目標である長期入院患 者数の減少・入院後の退院率等については、一定の取組が進んでいる。



第6期概要

障害者の重度化・高齢化に対応するための、日中サービス支援型グループホームなど障害福祉サービスの機能 強化や地域生活支援拠点等の整備にかかる取組も踏まえながら、地域移行者数・施設入所者数の削減について 目標を設定

	成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込
1	障害者支援施 設から地域生活 への移行	318人 R1施設入所者の6.0% (R2~R5(4年累計))	直近3カ年の移行割合は6.3% と、伸びの鈍化を考慮して、単 年度1.5%とし、4年累計で <u>国目</u> 標と同値の6.0%とする	現状の水準を踏まえると、 期(基準: R1、R2~R5累計 は、5.7%と推計 → 第6期目標: 6.0%
	施設入所者の 削減	5, 214人 R1施設入所者の▲1.6%	直近の削減割合は1.4%、 <u>国目</u> 標と同値の▲1.6%とする	現状の水準を踏まえると、 期(基準: H28)は、▲1.6% → 第6期目標: ▲1.6%

	現状の水準を踏まえると、第6 期(基準:R1、R2~R5累計) は、5.7%と推計 → 第6期目標:6.0%

D水準を踏まえると、第5 準:H28)は、▲1.6%と推計 第6期目標:▲1.6%

主な	○訪問系サービスの利用者数、○生活介護の利用者数、利用日数、○自立訓練の利用者数・利
活動指標	用日数、〇短期入所の利用者数・利用日数、〇自立生活援助の利用者数 ほか

主な取組 ○県営住宅を活用したグループホームのマッチング、○、グループホーム入居者への家賃補助、○共生 型サービスの普及、〇短期入所を柔軟に利用できる環境の整備

第6期概要

精神障害者の地域移行を一層推進するとともに、精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを することができるよう、医療、障害福祉・介護等が包括的に確保された体制を推進する観点から、それらを評価す る指標として、精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を新規成果目標として設定

成果指標		目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込	
新退院後1年以内の地域における 平均生活日数		316日	H30時点の上位10%の 都道府県の水準	同左	
	3ヶ月	69.0%		同左	
入院後の退院率	6ヶ月	86.0%	H30時点の上位10%の 都道府県の水準		
	1年	92.0%	HACE/11/21(12/11/11		
1年以上長期在院者数の減少	65歳以上	3,120人	国推計式に基づく	同左	
1 平以工长期任院有数の減少	65歳未満	2,074人	四年可以に至り、		
	65歳以上	1,130人	国推計式を踏まえ、政策		
地域移行に伴う グループホーム等整備量	65歳未満	1,080人	効果による入院需要縮減 分を必要整備量とみなして 算出	(県独自の指標)	
保健•医療•福祉関係者	圏域	8圏域	全圏域・全市町域で実施	= +	
による協議の場の設置	市町域	41市町域	王圏	同左	

主な ○精神障害者の地域移行支援の利用者数、○精神障害者の地域定着支援の利用者数、○精 活動指標 神障害者の共同生活援助の利用者数、〇精神障害者の自立生活援助の利用者数

主な取組 ○地域における保健、医療、福祉の連携支援体制の強化、○精神保健福祉センターによる関係 機関への研修、Oピアサポーター等による退院支援プログラム ほか

第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第5期実績

R1年度実績で、12市町域で整備済み(整備率:29.3%、全国整備率:19.1%(H31.4.1時点))。R2年度末までに、 全市町域での整備を目指す(複数市町による共同設置も可)

整備済	R2整備予定	整備済み市町
12市町※		神戸、姫路、尼崎、西宮、洲本、芦屋、相生、赤穂、川西、南あわじ、淡路、佐用

※洲本市、南あわじ市、淡路市の淡路圏域3市については、圏域で1カ所の整備

第6期概要

引き続き、地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、地域のニーズや課題に応え、障害児者やその家族が地域で安心して生活できる体制を確保するため、運用状況の検証・検討を行うことを新規成果目標として設定

成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込
地域生活支援拠点等の整備	41市町	全市町域に設置	同左
新機能の充実に向けて、年一回以上の 運用状況の検証・検討の実施	41市町	整備後も必要な機能の水準 や充足の検証・検討を実施	同左

主な取組

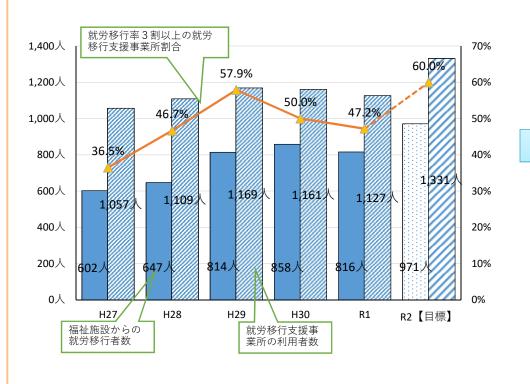
〇地域生活支援拠点等整備の好事例を紹介

〇拠点等の運用状況を検証し、現状や課題の共有等を通じて機能を充実

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第5期実績

就労移行支援事業の利用者数の伸びとともに、福祉施設から一般就労への移行者数も伸びていたが、令和元年実績で、就労移行支援事業者の利用者数の伸びが停滞するとともに、移行者数は減少。就労移行率3割以上の移行実績の高い事業所の割合は、目標値(R2)60.0%に対し47.2%(進捗率78.7%)。



第6期概要

一般就労への移行を推進するため、引き続き、移行者数の目標を設定するとともに、<u>就労移行支援事業・就労継続支援事業の各取組を評価していくため、事業ごとに移行者数の目標を設定。また、就労定着支援事業については</u>、利用状況を踏まえ、更なるサービス利用を促すため、利用者数に係る新規成果目標を設定

成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方・見込	
福祉施設からの就労移行者数の増加	1,036人 R1実績:127%	R1実績は126%(基準: H28) 国目標と同値の127%とする	現状の水準を踏まえると、 第5期目標150%(基準: H28)は達成困難と見込 <u>→ 第6期目標:127%</u>	
新 うち就労移行支援事業利用者	642人 R1実績:130%	国目標と同値の130%とする		
新 うち就労継続支援A型利用者	151人 R1実績:126%	国目標と同値の126%とする	同左	
新うち就労継続支援B型利用者	241人 R1実績:123%	国目標と同値の123%とする		
新 一般就労移行者のうち 就労定着支援事業者の利用者割合	70%	国目標(70%)と同値を設定	同左	
新 就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所割合	80%	市町目標積上げが80%超で あり国目標(70%)以上を目 標とする	70%以上	

主な 活動指標 〇就労移行支援の利用者数・利用日数、〇就労継続支援(A型・B型)から一般就労への移行者数、

〇就労定着支援の利用者数、〇福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設 利用者数 ほか

主な取組

〇就業・生活支援のノウハウを浸透させるため必要な知識の習得など事業者の質的な向上支援

- 〇企業に対する障害者雇用拡大に向けた指導
- ○職場実習等を通じた事前のマッチング
- 〇生活支援も含めた就職後の職場定着支援

第5期推進計画の実績・第6期推進計画の成果指標

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

第5期実績

障害児に対する重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障害児・医療的ケア児への支援につい て、第5期推進計画にて新たに成果指標を設定・推進

	成果指標	R1実績	目標
重層的な地域支	児童発達支援センターの設置	25市町	41市町
援体制の構築	保育所等訪問支援を利用できる体制	29市町	41市町
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業 所の確保	14市町	41市町
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサー ビスの確保	15市町	41市町
重症心身障害児・ 医療的ケア児へ の支援	重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発 達支援事業所の確保	4市町	41市町
V 1/2	医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所 の確保	17市町	41市町
	保健、医療、障害福祉、保育、教育等 各分野の協議の場の設置	29市町	41市町

※いずれの指標も複数市町による共同設置や他市町の事業所利用可

	活動指標	R1実績	目標
重症心身障害児・ 医療的ケア児へ の支援	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配 置	13市町	33市町

(6) 新 相談支援体制の充実・強化等



(7)(新)障害福祉サービス等の質の向上

第5期現状

【障害福祉サービス等従事者の養成(R1実績)】

区分	人数
サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者	732人
相談支援従事者	422人

第6期概要

引き続き、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障害児・医療的ケア児への支援充実を図る。また、難聴児の早期支援に <u>向け、</u>保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援を進めるため、<u>中核的機能を果たす体制の確保を新規成果指標として設定</u>。加えて医療的ケア児等への支援強化のため、<u>関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置を新規指標として設定</u>

	成果指標	目標	県の目標に対する考え方	国の考え方
重層的 な地域	児童発達支援センターの設置	41市町	地域支援機能の強化のため全市町域 で設置	R5年度末迄に各 市町に1カ所以上
支援体制の構	新難聴児支援のための中核的機能を 新果たす体制の確保	県単位 で確保	関係機関との連携強化のため確保	R5年度末迄に確保
築	保育所等訪問支援を利用できる体制	41市町	利用できる体制を全市町域で構築	同左
	重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	41市町	身近な地域で支援を受けられるよう、全 市町域に整備	同左
\	重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービスの確保	41市町		同左
重症心 身障害 児・医療	重症心身障害児を支援する 居宅訪問型児童発達支援事業所の確 保	41市町		(県独自の指標)
的ケア児	医療的ケア児者を支援する 通所・居宅事業所の確保	41市町		(県独自の指標)
援	保健、医療、障害福祉、保育、教育等 各分野の協議の場の設置	41市町	適切な支援を受けられるよう協議の場	同左
	新医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	41市町	を設置するとともに、コーディネーターを全圏域・全市町に配置	同左

主な活動指標	〇児童発達支援や放課後デイサービスの利用児童数・利用日数 ほか
主な取組	〇児童発達支援センター等の整備・確保に向け、共生型サービスの活用等も含めた市町への働きかけ ほか

第6期概要

1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が厳しい事業所が多いことから、これら事業所を援助するなど 相談支援体制の充実・強化等をさらに推進

成果指標	目標	県の考え方	国の考え方
新相談支援体制の充実・強化 に向けた体制の確保		総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を全市町域で確保	同左

主な取組 〇基幹相談支援センター設置への働きかけ ほか

第6期概要

利用者の増加と多様化に伴い、事業者が提供するサービスの質の確保・向上に向けた取組や、利用者が個々のニーズに応じた 良質なサービスを選択できる仕組みが必要。

成果指標		目標	県の考え方	国の考え方	
新 サービスの質の向上を図るための体制の構築		体制の構築	事業者の法令等に基づいた適切なサービス提供体制 の確保に加えて、利用者の生活の質の向上に向けた 取組の推進	同左	
主な活動指標 〇サービス管理責任者等研修(養成数)、〇相談支援従事者研修 ほか					

主な取組 〇障害福祉サービス等情報公表制度の活用、〇事業所内虐待防止研修・虐待防止委員会設置促進 ほか